

萬國公法

四

高宮小學校備品
項
圖書
目
九
號
昭和
年
月
個
ノ
中
應
培

Nagasaki University of Foreign Studies



林氏

氏

萬國公法第四卷

萬國聘問往來の條規併

小法式 緒言 第四號



緒言

萬國聘問往來の條規併小法式を左の四項に類別す

第一にち 君主身親らるる交際

第二にち 國使の權併に遣外官吏の體制權

義

第三にち 交際禮款併に贈答書式

第四にち 海上禮款

第一章 君主身親らるる交際 緒言 第一號

Nagasaki University of Foreign Studies

第一節 君主身親らざる所の交際或ハ會合或
ハ往来或ハ翰牘往復の事ハ皆典式ハ憑遵して
始て可かり是以て恭敬親好の意と表する所也
第二節 若君主親他國の疆内ハ入る時ハ其本
分の享くべき者三つあり

第一ハハ 干犯を受けざるの權

第二ハハ 自身及ハ從者併ハ其貨物受る所
度外の權 下第四章第四節併ハ次
の國是と見て度外ハ臣民ハ均テ所
を優待して度外ハ置さレテ征稅
免ざるをいふ

第三ハハ 其位階ハ准する禮款と享るの權

等三節 然るハ其君主位階ハ准する禮貌の繁

きを避る為ハ若臨在の盛儀ハ非をして他國ハ

行く時ハ自ら稱號と賤殺して伯子男の號と呼

ぶを以て常と以テ如此時ハ是を燕出といふ

第四節 若其意悉く盛儀禮款と辞するハあれ

ハ君主乃ち一も其號と稱するハ専行燕出

を以て出遊也○如此時ハ是を待つ各自平民と

異なるハハ

第五節 歐羅巴の齊盟大局ハ於て各國君主の

交際互ハ親好と益する其君主互ハ相待ハ猶同

宗一族の如きを以て其典とるハ在リ

第六節 是次の條款の本く所あり

第一ふり

在位の君主王禮と享るの本分と

第二卷第二章第十 有る者とは併

五節併十六節 其王后とは他の君主王后と互

に相稱して兄弟と姉妹とを而

て君主等降る者との公爵以下併

凡て王家宗の諸族は太子等が於て

に親して是と稱して姪男姪女と

第二ふり

各國の王家宗室は於て家室の吉

凶嫁娶死没併ふ子と生む等の大

事ある時も其君主互に多少典禮

其禮を修して是と告ぐ

第三ふり

凡て此等の告訃を受る時も典禮

を修し慶賀哀恤の意を表し以て

是に答を

第四ふり

一國の君主或は其宗族の一人歿

没する時他國の君主期の長短

の差を以て内朝に恤を發す

第七節 如此恭敬の款式多く能兩國の間稍

鬩と生し争を起し或は事戦争に至ると雖も尚

亦是と遵守する者あり

第八節 兩國の君主親ら互に翰牘贈答をせし
時々其體式と照し殊に首尾稱呼署名等の處に
於て恭敬の典規と遵守し其周密と極是を内朝
の書牘或も典儀の書牘といふ○然とも其書牘
切實と要する者不在て此式を省けて是と内
閣の書牘といふ是部臣より發

第二章

國使の權總論 緒言第一 二號

第一節 文明の世諸國の交際日々廣く各因て
以て其利益と享るに由り聘問往來の道亦從て
其盛ふるを極めたり

第二節 往時ハ諸國の君主只非常の時ハ臨

一定せる事件ハ就き一時互に使節を遣ふ其

使節事を平且に再し本國へ還りたるあり

第三節 然るに爾後漸を追ひ第一等國第二等

國又一二の第三等國も互に駐京國使を置き交

代期を以て陸續絶へるを以て例とさせり 第二章

第九節 第二章 ○而又是に拍らば非常の事ある

不臨てハ一特別に特派國使を遣はせり 第一章

條約と結ひ或ハ事ありて禮意を表する等あり

第四節 尤て特立自主の國ハ他の各國且つ半

主の國へも亦國使を派定するの權と有る 第二章

第十七節 ○此權と利用せると否らざるを 第二章

已う取捨お在て他お關かるよお

第五節 其使節を受る者お就て是を論そま
各國或は是を受け或は是を拒む亦已う取捨お
任その權と有るの然とも尋常の時お當り是と
拒むは夫文明の諸國お在て其交際と統理を
所する好友恭敬の道と相反せり○若國使を受
るを拒む國あらは殆ど拒絶して是を交外お
置くの危禍と踏まんとそ

第六節 國使を拒むは只實お至當なる道理の
據へる有て始て可なり譬へら其國使として派
定と被むとする人お對し是を受る君主甚不快

と抱く時或も特派の國使我ら與するを欲せ
ざる圖畧を以て來り説く時の如し○然るお如
此事情あるお方ては國使を派定する國事或も
國使の拒絶遣回お至らんを慮り先密お通知
探索して以て是を量定そ

第七節 夫國使本是を派定する國お代り事
を行ふ者とも○然るも其派定の一國の君主よ
り他國の君主お於ておるお係は里
第八節 次の條教も正さお本法を里

第一節 國使の信憑は是を派定する君主
是を交附し而他國の君主お寄を

第二のハ 其信憑ハ彼此君主の一人若くも
殞没シ若くハ位と避る時ハ其力
を失ふ

第三のハ 又同國の一二ハ於て朝綱の變革
ある時ハ信憑亦其力と失ふ

第九節 國使の擯因工亡する所の者三つ

第一のハ 國使死没を

第二のハ 國使を召回シ或ハ轉シて他ハ遣

第三のハ 國使を遣回を

第十節 國使を遣回するハ兩國其親好と廢を

るの極ふて例して是を以て宣戰と一律たり

と云第三卷第一章第
二十四節第五號

第十一節 又駐劄の使臣を召回して同時ハ其

後任と除るるを無事ハ亦是と見て親好と廢棄

をとなするを常例あり○若其意ハ非ざる時ハ此

處置の為ハその所あるを舉て辨解ハ足ざる告

知を為さへき也

第十二節 一員の國使を同時ハ數國の君主ハ

派定く以て彼此を兼任せしむるハ權ハ於て許

ま所あり○如此國使ハ交互ハ彼此の首府ハ駐

劄く或ハ只其本國之事の關涉尤も重うして其

往来尤も繁刻かる國の國府ハ駐劄せ

第三章 遣外官吏の體制

第一節 各國の間公法ハ係るる交際ハ其君主是々宗主として内々外國事務の宰臣ハ由り外ハ數等の位階稱號職掌等分ちある遣外官吏ハ依て是をわきま

第二節 此遣外官吏ハ別て五屬とせ

第一ハハ 駐劄の國使常規を遵奉し兩國親

第二ハハ 好の交際と管理する者

特派の國使一時派定を蒙り特例の事件と經理し或ハ殊禮と表を

る為ニ使はる者

第三ハハ 特派の行人官吏遣外官吏の官府

ハ係るる體制と有せざる者下第
五章

第四ハハ 國使の下官僚屬記室使院の議伴

從行學生譯官使隸等常任特派の

役ハ供はる者

第五ハハ 高正下第
六章

第三節 方今泰西公法の條規ハ準をれハ常任併ニ特派の國使四等の品級ハ分別を

第一ハハ 第一等の使臣公使羅馬法王第一

等の使者法使亦是ハ屬を

第二節ハ 第二等の使臣「全權大臣」法王第二等の使者介間法使「是ハ屬ヲ

第三節ハ 第三等の使「駐劄大臣」

第四節ハ 第四等の使臣「領事官」

第四節 第一等の使臣ハ其君主ハ代リ外國ハ來ル者ハ係ル。是を以て此級ハ在テハ君禮の優待を享ルの本分と有テ。式初問第一卷百四十二葉以後

第五節 第二第三等の使臣ハ其職位ハ於テ別ハ差等の實ハ

第六節 第一等第二等第三等の使臣ハ皆其君

主ハ因テ派定セラル。而テ其信憑ハ君主の名ハ於テモ。第二第三章第七。第四等の使臣ハ外國事務の宰臣ハ依テ派定セラル

第七節 其他古今ハ在テハ國使位階稱號の差あり。雖モ其職掌權任ハ於テ別ハ異カるとカ

第八節 各國苟モ王禮と享ルの本分ある者ハ皆己の取捨ハ從テ此數屬數等の國使と派定スルの權と有テ。第四節。然とも常習の馴致スル所方今ハ次の條規を遵用セテ

第一節ハ 常任の國使ハ唯一員と以テ是ハ

Nagasaki University of Foreign Studies

万国公法 卷之四

任事

第二小の

唯大國即ち上等國の之互小第一等の國使「公使」と派定を

第三小の

各國互小國使と派定するハ彼此

同一級を以てするを常と云彼公使を我亦公使と遣はし彼全權を我亦安全權と以てするの

第四章 國使の權義

第一節

允て國使本分享く應るの權等級の高卑と常住特派と小拘らる區して二とす

第一小の

干犯と受けざるの權

第二小の 度外の權

第二節 干犯と度ざるの權ハ允て國使ハ使する國の疆内ハ在て其國法ハ依て平常の保護と受ると指し耳ハ非也又其國ハ在り何等の道理ありとも拿捕追究函囚譴罰を受るとふさと云ふ

第三節

其他此干犯と受ざる權の及ふ所若し國使屈辱と受る時は是を視て國使と派定せる國屈辱を受けざる小均しとせるハ在り是ハ依て公法の條規ハ準むねハ是ヲ為小賠償と與ふへとあり

第四節 度外の權の係る所四つ

第一のハ

國使ハ使する國の疆内ニ在テ其
前訟刑罰の法ニ服セシ

第二のハ

使する國若クハ其駐劄する縣邑
の爲ニ庸役に供するの義あり

第三のハ

兵賦防火軍
夜巡等の類
丁税と納をそ
丁税ハ奴婢の數ハ
從以税を征するの

第四のハ

國使其居る所の館地ニ在テ其墻
内ニ於テハ奉る所の祭祀を行
ふニ自在ありて其駐劄する國是

と禁する者と雖も可あり

第五節 干犯と受さるの權ハ凡テ其職掌位階

法ニ於テ國使ト稱する者皆是を享るとを得

章第六節
第二號

第六節 度外の權ハ凡テ國使の屬從ニ至るま

て是と受け其家寸と雖も號衣と被る者ハ然ら

ざるまふ家丁の主簿使丁御夫等の如し號衣

第七節 國使若クハ其從者罪科と犯テ時遣外

官の應復を經其本國ハ告テ其國法ハ依リ是と

罰するると討責を應

第八節 唯其國使駐劄する國ニ在テ黨と結ビ

謀と通し國家の靖寧を亂り國政に禍を起す時於ては始先て是と拿捕回送し或は是を罰する事を得へし

第九節 其國使若くは從者民間訴訟の事小坐して債と欠く罪ある者ハ亦遣外官の應復を經審理討求をへらふ

第十節 又國使駐劄する所の館或ハ一時逗在する舎逆旅加旃其乘車と雖も糾官の邏卒突入査索する事を得ざるも亦干犯を受ざるの權内ふらる

第十一節 然とも罪犯亡命の人國使の館舎乘

車の裏に投匿する時是を蔽護するハ此權の假借する所ハ非長ク如此人名を交付せんことを請ふハ國使其請ハ應セざる事を得若是を非む時ハ其司憲定式を準視し逼りて是と出さ令る事を得へし

第十二節 泰西公法の常習ハ準をねハ國使其屬從人名の訴訟取罰の事ハ於て頗る處決の權と操るる事を得然とも國使此處決の權を操るる方今ハ在ハ其限局甚狭し

初問第一卷 第九十八葉 第十三節 國使其屬從と共に干犯を受ざるの

Nagasaki University of Foreign Studies

權と度外の權とを得るハ其足使るる君主の管内と踏むの日ハ始まる然るハ預め其派定と告知するを以て常例とす

第十四節 國使の此權と有るハ其任と奉るハ訖り且つ別と告て後其帰程ハ在て猶其權と有る是其國と辞するの故兩國の際釁端既ハ發くハ由り或ハ事既ハ戰爭ハ及ぶの時と雖も亦然り

第十五節 其國使任ハ趣き或ハ本國ハ歸る時經歷る所の諸國ハ在てハ一つも此權と有るの本分あるハハハハ然るに此諸國ハ在て其

國使と待つハ貴重の禮と盡るハ亦常習の致を所ハして若據る所の道理ハ了て事の急切ハ可らざるハ非として或ハ是を阻住し或ハ其行旅をして難澁ハら令るハ文明の諸國ハ在て交際

第十六節 國使の義務ハ一ハ所の者二つ
第一ハ其本國の君主ハ對するの義
第二ハ其使るる國の君主ハ對するの義
第十七節 國使本國の君主ハ對するの義ハ五則

第一ハ忠と盡し精と勵まして官事ハ任

第二小ハ

第三小ハ

第四小ハ

第五小ハ

其使るる國の政府併ハ其地ハ駐
 割るる他邦使臣ト友誼ト敦う
 本國の為ハ利ト興ハ益ト啓ス怠
 棄るるトハ
 其君主の位階ト賤トハハ奮勵
 力ト竭ハ是ト守リ其榮名ト玷
 辱るるトハ
 允テ本國の利害ハ關涉るる事件
 是ト搜索シテ本國の政府ハ報
 告ハ詳備ト極めて懈るるトハ

第十八節 國使使るる國の君主ハ對するの義
 允テ三則

第一小ハ

第二小ハ

第三小ハ

第一小ハ 恭敬の禮款ト遵奉ハ稱呼題名の
 式ト鎮密ハ
 第二小ハ 允テ苛激の舉動ハ遠うり駐割る
 國の法度を嚴奉ハ其國の風俗
 世習ト貴重ト我ハ屬從の戒飭ト
 懈るるトハ
 第三小ハ 允テ事已ハ當ト任るる所ト
 或ハ時勢の然るト要るる所ト
 子於テハ勉めて彼此の情實ト

て相決洽せしめ以て二國の好意を堅うす

第五章

特派の行人官吏第三章第二節第三節

第一節

特派の行人官吏一時一定せる事件の

為す政府より他邦に遣はす者ハ一つも國使本

來の體制權利を享るの本分あることハ

第二節

是皆信憑を帯る者ハ非也又其行く

國の政府に對し一つも官府の交際に依て來る

第三節

如此官吏と派定する主意を其別甚多

者ハ非也○唯付囑併に訓條の書と帶る耳
譬へば

第一小ハ

約を結ぶんと欲する時預め是と

遣はし以て是れ地を不す譬へば

講和の約通商の約或ハ嫁娶の約

の如し

第二小ハ

戦争の間官府公接の義既不絶を

る時既ハ國票を給是と遣はして

各種の事項と辨理を譬へば俘虜

と交換する約の如し

第三小ハ

學術治理政令の事項に就て是と

講究考察せしむるの類

第四節 又如此に特派の行人と遣はるる事機

商法 卷之四

密に出来る事あり是儘次の二項に係り

第一にハ 西國相與こ約を結んんと欲し

是を秘して他邦に漏れさらし令る時

第二にハ

行人を他邦に遣ふに密に事を探索せしむる時譬へは國論與るる所の多寡或は兵備守る所の強弱を搜索する如し

第五節

如此に密使を遣ふに公法に在て一定の禁とてと謂ふ可らば而て又是を防く事實に在て或は難事なり

第六節

然とも是に由て他の友邦へ對し忠信を損ふ公正と汚るるの國を直に彼誹謗を受けて辨む可らば遂に夫好和の親を斃らんとす。而て其行人事若發覺せば侮辱を被り追逐を受る耳。非に拿捕罰誹の道る、不遑あらざらん

第六章

商正 舊記多くコンニユルを譯し
商正 領事官とす今其字義妥當
官を以て國使第四等と譯し領事
第三章第二節第五號

第一節

商正に遣外官員の下等なる者にして其事を管理する唯一地方に限る然とも亦官府

の公吏たり

第二節 是を置くは首として他邦の都會交易
繁盛の地俟て海口埠頭に在り○然るに其官に
任するに必そ其駐劄する國の政府是を准許そ
るを待て始めて可ありとそ○此准許を名けて
應可と謂○而て此應可の時期に拘らる是を繳
納するを得へ

第三節 如此き契約に由て商正を任するに其
商正是を置く地方の住人あると自國の臣民た
ると或も異邦の人もあるとに拘らるるに
第四節 其職守の同く利と啓き益を獲むるに

ありと雖も専ら派定せる國の為にせしめて其
國の臣民の為にせしむるを主とす

第五節 此職守の主として係する所四つ

第一は 是を派定する國の臣民の為に其

管する地方に百の事件に就て其
利害を通知し扶助を假借す

第二は 管内の人名事ありて地方の憲官
に係する事情を和解と要する時ハ

是を為し居間をふす

第三は 管内の人名に就て一定せる訴訟
の權を有し併し糾察の事を行ふ

萬國公法

七

或ハ争案の決を高正ハ取る者と
裁決ハ或ハ高船内の文書を徴納
シ或ハ生死の文告を調書ハ或ハ
過所併ハ他の單帖を押名發下そ
るの類あり

第四節

是を派定する國の高船ハ就て其
風紀戒飭を司る

第六節

又方今ハ在てハ高正の職守として其
駐劄する地且つ其近鄰疆内を併セ通船通商の
多寡利害ハ就て逐一ハ是を其本國の政府ハ報
告するの任を命ずると多シ

第七節

第三等國併ハ半主の國ハ在てハ時と
して高正として領事官を兼ハむるとあり○是
ハ由て高正遣外官員の列として猶一等と進ミ
其體制を得

第八節

高正ハ一つハ干犯を受ざるの權と度
外の權とを有するといふ然るか只一二の特權
准可と假るとを得是或ハ條約中ハ於て屢ハ是
と確定するといふ

第九節

此特權准可の主ある者六つあり
第一ハ是を派定せる國の記號併ハ旗章
と用ゆるの權

萬國公法

七

第二十八

章服と穿つはの權は章服ハ國章と表用是と用者盛儀の時

第三十九

丁税備役を免るるの准可警へハ

第四十

兵賦邑戍防火軍次等の役の如く
監禁を置き囚犯と齒するの准可

第五十一

其職守ハ因リ且政府の命を受けて

為る所の事ハ係りてハ允て推案

究鞠をかその准可

第六十二

其書記室ハ干犯を受さるの權を

有る只書記室耳ハて住家ハ此

第十節 此特權准可の一二前節三商正或

ハ是と有るの本分ふる者あり

第一ハ其商正其地の住民ある者

第二ハ其商正駐劄する國の疆内ハ於て地

屬の所有と有る者

第三ハ其商正其職守ハ居て兼て自己の私

業の為ハ通商作業をかそ者

第十一節 歐羅巴諸國より東方土耳其波斯等

併ハ波波里諸國ハ派定する商正ハ其職守權利

迥クハ異ハして係る所甚廣ク

所カ

前節三

第十二節 如此諸國に於てハ商正の其地ハ駐劄せらる者官府公然の體と存し其政府より派定せる領事官も亦耳ハ非也又特ハ是と派定せる國の臣民を保護せるの命と領せし

第十三節 是皆本國の臣民ハ對し訴訟を裁斷し罪犯と處決せらるハ於て十全の權と有し内地の裁訟官と與らるると得らるる也

第十四節 其住居を干犯を受さるの例ハ在て連逃の人是不投る時ハ依頼の地あり○又地方の憲官を促し邏兵を以て其居を護衛令るの權と有る

第十五節 歐羅巴の一二諸國ハ在てハ其商正

遼遠の地ハ在る者ハ假そハ同一廣大の權を以て是皆一つハ國使を置らるる諸國ハして南亞墨利加民主の諸國併ハ唐山波斯其他亞細亞諸國の如し○是蓋事情已むとを得らるハ出つ何と云まハ此諸國の交際未ハ全然泰西公法の基礎ハ準して律を可らさるハ也

第七章 交際禮儀併ハ贈答書式 緒言第三節

第一節 所謂禮儀々恭敬の法式と組織合成せらる者ハて各國の君主併ハ其高官重臣官府の往來贈答ハ當り鄭重ハ是と奉守をへし

萬國公法 卷之四

第二節 夫禮款の要する大なり一つは以て交際
際於て情意相通し好を結ぶの道とて容易
あらざるを一つは以て彼此を以て互に權を崇む
職を重んじて當然の權を書きとを證するに足
ら令とていふ

第三節 然とも亦是も由て儘夫功要する實を
知らざる徒らふ株と守り柱に膠し遂は是を念懣
怫鬱ふ失ふに至るものなり古より君主宰臣他
邦の國使と禮款と争ひ遂ふ其事を破る者亦鮮
うらそ

第四節 殊に千六七百年代に當ては慶長の末
より寛政

の亦 歐羅巴諸國の殿閣に於て朝儀典章を固守し
其陋きを極めたりの方今に至り各國其非を曉
り簡易を貴て以て愈高雅典實を致せり

第五節 其禮款區て三つとあり

第一のハ 殿閣の禮款是れ王侯の交際に

於て遵守する所の法式

第二のハ 聘問の禮款是國使に對し或は國

使相對して遵守する所の法式

第三のハ 簡牘の禮款即ち内閣の書式是遣

外官の文告書記に於て遵守する

所の法式

萬國公法 卷之四

序

諸國の使臣

第六節

第一ノハ 聘問の禮款内殊ニ較着ふる者二ツ

を待接する盛儀の式

第二ノハ

諸國使互ニ相待つ上級上坐の法

〔坐次〕西洋の法
右を尚ふ

第七節

國使ハ官府ニ在テ其職掌高きハ故ニ

來聘の初朝儀を肅へ謁見の禮を以て信憑と第

八章第 派定と受る所の君主ハ奉付するを例とす

第八節

國使其國を去る時ハ亦同一の朝儀を

備へ告別の謁見ハ於テ召回の書を君主ハ奉付

し而テ其君主是ハ答信の書と賜ひ以テ其好善

恂款の意と表せ

第九章

如此ニ謁見の禮ハ於テ遵守する所の

盛儀ハ諸等の使臣共ハ是と同リと雖も只

二事の異なる

第一ノハ

公使ハ其君主ハ代り事と行ふと

以テ第第三章其優待他の使臣ハ比

より重きと一等と加ふ六馬の

了是と迎へ又自ら六馬の車と從

へて來り朝謁見ハ當り首帽と

脱ぎ履は坐す

第二ノハ

領事官ハ君主の信憑を奉る者

ハ非ざると以テ第第三章 派定と受

諸國の使臣

七

るの君主亦謁見の盛儀と以て是
と見す唯燕見の
禮を用ゆ

第十節 各國の使臣殿閣上不在ハ其上級坐
次第六節と定むるハ次の法と用ゆ

第一ハハ 是と派定むる國の爵位
第二ハハ 各使自己の等級

第三ハハ 其除任よ王停年の數

第十一節 王禮と享る本分と有する國の國使

ハ第二章第十六節是と享る本分ハ其國の國使ハ比
して上級と有す

第十二節 公使ハ或時宜ハ依て登極朝儀
の類ハ朝儀第二

第三等の國使ハ比して上級と有す○第二第三

等の國使ハ領事官ハ比して恒ハ上級と有す

第十三節 千八百十五年文化十年維也納の會議

ハ於て預免坐次よ起る争案の難きを防くる

為ハ一法と立て各國の國使等級と同一とする者

ハ其任ハ抵る時官報と以て是と申告する日の

先後ハ從て互ハ上級と占び可一と定免ルなり○

爾後此法と奉一通規とすルチンス氏交際
格式初問第一卷第

百三十
二葉

第十四節 内閣書牘の法式第五節
第三節ハ就てハ殊

小較着ふる者三つ

第一のハ

第二のハ

第三のハ

第十五節

第十六節

第一のハ

の君主亦見の盛義とス

従復する文書の種類併に體裁

遣外官の文告と屬する臨工遵守
並へき式

各國の君主併に其主族諸人及び
其簡牘と呈する高官の稱呼

遣外官府の文書の本来の條約を除

くの外凡て是と名けて官報と謂ふ

此涵攝の内にて是と類別をきハ左
の如し

記注記述論文檄文陳説是皆其結
構廣大にして争案と取て敷衍論

辨る者あり

第二のハ 署名の文移是小簡牘にして一定

の事項と簡約を論する者あり

第三のハ 口供文移是と署名を用ひを彼此

事と商談する者其一方の説と詳

確羅列し或は彼此の商談討論と

記する者

第四のハ 案牘是彼此商量する事項を就て

互に是と許諾して後例を準して

甄録する者

第五のハ 報告併に通報は國使本國の政府

第六節

へ告知する者

最後一策併し極末一策是彼此の議論緒ふ就る時ふ臨し一方の黨より最後極末の處分と通知若彼黨是を肯じざる時ハ商議斯ふ窮はるの意を以てする者

第十七節 又兩國一定せる事項ふ就て簡牘を以て往復商談する時々兩國駐劄の國使と紹介とふして是と行ふと正例とす○一國の政府より他國の政府に送致する官報ハ是を彼國に駐劄せしめたる國使に寄せ或ハ又是と此國に來

駐する國使に付與して送致す

第十八節 各國の上級と準ふとあるを防く

為し條約章程併し聘問往來の諸文書に於て數國是に與らる者ハ此諸國をして共し其級に於て前ふ在り或ハ上ふ在ると無ら令るを要す

第十九節 其法或服用をへき者四つあり

第一ふハ 籤文抽て以て級次と定む

第二ふハ 是と書る國語ふ就て毎國の名

の第一音字を取り洋音字母の序

次を逐ふて是と分賦し以て級次

と定む

換地利ア字母ハ屬し第一ふ居り英吉利工字母ハ屬

萬國公法 卷之四
 萬國公法 卷之四
 萬國公法 卷之四

居の類

第三節ハ 互易是各國互ハ輪楯ハ從テ初級

ハ居る者

第四節ハ 其文書の副本と奉附する君主の

名と前ハ書を 第二章第十九節

第二十節 官府問の交際ハ於テ或ハ身親ラ

會同ハ或ハ文書ハ交換するハ皆嚴密と極めて

慎重とへるとハ其袞冕せる尊長君王君后併ハ

其高官重臣の本分と有する稱號ハあり

第十一節 帝侯ハ王を是と呼ふハ陛下若クハ

殿下と以てその其王后と呼ふも亦然リ 陛下殿

下の殿

被邦の語と字義相協スハ非
 今姑ク義ハ依テ翻譯スル耳

第十二節 羅馬法王ハ是と呼テ靈坐或ハ靈父

と謂ヒ土耳其の主ハ臺下と稱ス 臺下ハ至高の

三公と稱ス下皆是ハ倣ハ

第十三節 歐羅巴洲内在位の君王其管轄する

國の名を以て其稱とするの外 譬ハ法朗西帝

如ク猶他の號と掲る者あり○是ハ此號と

其宗家昔時曾テ管轄セリ地名より假リ和蘭王

ニイハ公と稱ス或ハ猶其地ハ就テ後來時として

遺物承繼ハ權と有する地よリ假スリ和蘭王の

を称する又一ハ非常の事故行事ハ由テ是を得

萬國公法 卷之四

る者あり 意太里那丕勒斯の王共ホセリ

第廿四節 又宗室の公子殊ホ繼續の世子ハ別

ホ其本跡を掲る者多シ是尋常國域内の一州ホ

假り 英吉利の世子ウオルス 或ハ儘曩時宗室所

轄の地ホ取まり 公ト稱するウ如キ也

第廿五節 王禮を享るの權を有る在位の君

王ハ 警ヘク大公是と呼テ大王臺下ト云

第廿六節 在位帝王の至親ハ 世子公是と呼テ

帝室臺下若クハ王室臺下ト云

第廿七節 在位の君王其爵大公ト降る者併

ホ其親族ハ是と呼テ臺下ト云或ハ清門臺下ト

第廿八節 閣下の號ハ是を國の高官重臣ホ歸

スル各國率然即ち各部の宰相屬國の鎮撫

總督公使水師提督野戰大都督併ホ副元帥皆此

例ホ在リ

と稱他の官職ホ及カシ或ハ清門華族の人々ホ

與ふる者あり 瑞ホテ總會上房の官員是班牙

如

第八章 海上禮款 緒言第 四號

第一節 大洋ハ人の專管ホ屬セテ萬國能往來

スルと得るの大路あり 第二卷第八章第 一節併ホ次節 是中區

萬國公法



問域ありて各國各人の多し相逢ふ者皆平行匹敵の權を有す

第二節 然るに文明の諸國交際禮を以てし常習の馴致する所此中區間域に在り相逢ふの時亦禮を表し敬を示し以て彼此好友の意を證するに至り

第三節 泰西公法に在り積漸の致す所遂に其禮儀嘉式の為に一定せる條規を奉るに至る

第四節 目今服用する所條規の首たる者にして海上に在り萬國互に平行匹敵の權を有し國

旗を載るる船隻亦平行の級を有するに在り○是を以て方今に至りて一國の船旗能他國の船旗を屈し尊禮を表せしむる為に先已に禮せ令る者あるにあり

第五節 若大洋に在り兵艦互に相逢ふ時ハ兩艦互に禮するに號砲を以てし其旗章檣帆ハ是を下りしあり

第六節 是に就き準用すべき條規三つあり

第一ハハ 一隻の船隊艦と 二隻以上相逢ふ 相逢ふ

時ハ一隻の船先是に禮す

第二ハハ 兩艦共ハ一隻より或は彼此共ハ

萬國公法 卷之四

隊艦ある時ハ其船將の等下る者
先ツ是ハ禮ヲ

第三節ハ 其船將彼此共ハ同等なる時ハ下
風ナ在る船隻若クハ隊艦先ツ上
風ナ在る者ハ禮ヲ

第七節 其船隻商船ナリ而テ兵艦ハ洋中ハ逢
ふ時ハ商船先是ハ禮ヲ或ハ船上砲ヲ装する時
ハ其砲ヲ以テ一或ハ旗ヲ下一或ハ梢帆ヲ下
必ク拘ラズ

第八節 商船互ハ相逢ス時々或ハ禮一或ハ禮
セテ皆其意ヲ随ハ○是公法ナ在テ其條規有る

第九節 兵艦港内ハ進み或ハ港ヨリ去る者ハ
砲蹄ヲ以テ先ツ自ら禮一而テ砲墩併ハ港内ハ
在る他の兵艦直ハ是ハ答禮ヲ

第十節 然トモ其進口出口の船隻或ハ君主或
ハ君主或ハ王族ハ一人或ハ公使ヲ載る者ハ尋
常の禮蹄ヲ發セザル前ハ墩臺ヨリ先祝蹄ヲ發
して以テ其尊貴ヲ敬ヒ○其祝蹄ハ是ハ答禮ヲ

第十一節 其祝蹄互ハ連發スる者ハ其數恒ハ
奇ヲ尚ム 九より二 ○發射の數々其先禮ヲ享ス

萬國公法第之四
大尾

者の位階尊卑ハ準シて多寡同シからレ其極
數と二十一發とシ祝發の數時とシて百一ハ至
る所ハありシ然レとシ是公法の用
第十二節 非常の盛儀大典ハ警へテ帝王存
てハ非常の禮を表シて輝を揚げ光と張るコトあり
即ち縦横百旗を飄へテ水夫と橋間ハ陳列せ
免亂鼓以テ慶と表スるの類是なり

畢 洒 氏 萬國公法第之四大尾

官許

慶應四年戊辰夏發行

江戸

大坂

京都

山城屋佐兵衛

萬屋忠藏

河内屋喜兵衛

敦賀屋九兵衛

丁子屋榮助

錢屋惣四郎

Nagasaki University of Foreign Studies

Nagasaki University of Foreign Studies